

令和 2 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 亀山市地域公共交通会議
住 所 亀山市本丸町 5 7 7 番地
代表者氏名 会長 西 口 昌 利 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称

亀山市地域公共交通計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

亀山市においては、平成25年4月に策定した亀山市地域公共交通計画（地域公共交通総合連携計画）では、「通学・通院・買物など、市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安心して充実した暮らしを実現できるまち」を目指し、鉄道、路線バス、コミュニティ系バス、タクシーが相互に補完し合い、地域住民の生活行動に応じた利用しやすく、合理的かつ効率的な公共交通ネットワークを形成し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることとしてきた。

この計画は、平成29年3月に計画期間終了となったが、平成29年10月に新たに策定した亀山市地域公共交通網形成計画において、亀山市第2次総合計画に掲げる本市が目指すべき姿「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都かめやま」の実現に向けて、公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、当市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることにより、「市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心して健やかに生活できるまち」を目指すこととしている。

この地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの形成の実現に向けては、前計画を踏まえて各バス路線の役割と確保すべきサービス水準を明確にするとともに、維持していくための主体を明確に位置付け、各バス路線の再編等を再編方針に基づき実施している。

また、下記のバス路線（東部ルート・南部ルート・西部ルート）は、鉄道駅及び幹線的バスへの支線としての役割を果たしている。

（東部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山長沢線の運行終了に伴い、平成20年11月から川崎地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（東部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

一方、平成24年3月に当該地域の最寄駅であるJR井田川駅の駅前整備が完了し、バスの乗入れが可能となったことから、当該地域からJR井田川駅へのバスでの移動需要が高まってきた。こうした状況を踏まえ、亀山市地域公共交通計画では、営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない川崎地区方面において、新たにJR井田川駅へのアクセスを確保することを含むバス路線再編を位置づけ、移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するため、平成27年10月に再編実施したものである。

（南部ルートについて）

廃止代替バス路線であった白子亀山線の運行終了に伴い、平成17年10月から事前予約制施設送迎サービスの弾力的な運行を行い、平成20年11月から昼生地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（南部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

平成27年10月の東部ルート再編に伴い、1台の車両を使用した東部ルート・南部ルートの相互運行が解消されたことから、幹線的バスへの接続など柔軟なダイヤ編成が可能となった。こうした状況を踏まえ、亀山市地域公共交通計画では、効率的な運行を行う

ために廃止代替路線亀山椋本線との重複運行を解消し、公共交通不便地域を含む集落が分散立地していることから、地域特性を踏まえた交通サービスを見直すことを路線再編に位置付けた。

そこで、新たに御幸町、池の側、市役所前、ふれあい広場、東町、亀山高校西を停車する経路見直しや増便等により、市街地から離れた地域からの移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するだけでなく、地域ニーズに的確に対応するために次の3点について大幅なサービス改善を図り、平成28年10月に再編実施したものである。

○通院需要への対応

昼生地区では3人に1人が65歳を超えており、市内でも高齢化率が高く通院需要が高い地域である。今回、新たに停車するバス停を含めた経路は病院集積地を経由するものであり、更に亀山駅で接続する幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の総合病院への通院も可能となり通院需要に的確に応えるものである。

○通学需要への対応

昼生地域は、中学校の遠距離通学地指定地区を含んでおり、また、起伏に富む地形の特徴から通学環境が厳しい地域である。今回、市街地から遠く離れた地域から、中学校、高校などへの通学利用が可能となる経路及びダイヤであるため、通学需要に的確に応えるものである。

○買物需要への対応

昼生地域は、地域住民の買物需要への対応が困難な地域である。今回、生活必需品や付近に飲食店が集積するエコタウンへの乗入れ回数を倍増させただけでなく、午前、午後の往復や正午を挟んだ往復も可能となるなど利便性を著しく向上させた。更に、幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の大型ショッピングセンターへの移動も可能となるなど地域の買物需要に的確に応えるものである。

(西部ルートについて)

廃止代替バス路線であった亀山坂下線及びコミュニティ系バス路線であった関地区巡回バスの運行終了に伴い、平成19年12月から坂下地区方面と総合保健福祉センターを結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線(西部Aルート)として、福祉・医療目的の需要を主体とした市中心部への直接的なアクセスの確保、また、坂下地区においては、関駅から離れた山間部の交通不便地域であり、高齢化率も高いことから、最寄駅(関駅)への交通アクセスを最低限度確保することを目的に運行を行ってきた。

一方、神辺地区については、再編前の当該路線が地区内の幹線道路を通過するのみで、バス停留所も存在せず、神辺地区内の大部分が公共交通不便地域であった。また、最近では、東海道五十三次の坂下宿や東海自然歩道を訪れる観光客の交通手段を確保する必要性について認識されはじめたが、当該路線は坂下地区住民の移動需要に対応したダイヤであったため、観光需要に対応していなかった。

こうした状況を踏まえ、亀山市地域公共交通計画では、神辺地区内の交通不便地域の解消だけでなく、坂下地区への観光需要にも対応することをバス路線再編に位置付け、効率的・効果的な運行を行うことにより、地域住民や観光客の交通手段を確保・維持するため、平成29年10月に再編実施したものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(東部ルート)

令和元年度は平成 30 年度と比較し、総利用者数は微減で平均乗車人員 1 便当たり利用者数は同数であった。これは、地域の意向を反映した形で、需要に応じたダイヤ等の設定とした平成 27 年 10 月のルート再編から 4 年が経過し、バス路線自体が地域に定着してきたものと考えられるが、再編後も利用者の少ない便は存在するため、関係地域と連携し、利用促進啓発を展開する。

このことから、1 便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和 3 年度については、確保・維持するという観点から、利用者数の現状維持以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員 1 便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）と比較し 100 パーセント以上（総利用者数 9,285 人以上、平均乗車人員 1 便当たり利用者数 4.0 人以上）を目標とする。

(南部ルート)

令和元年度は平成 30 年度と比較し、総利用者数及び平均乗車人員 1 便当たり利用者数ともに増加した。これは、地域の意向を反映した形で、通院・通学・買い物需要に応じたダイヤ等の設定とした平成 28 年 10 月のルート再編から 3 年が経過し、地域に認識され、定着しつつあるものと考えられる。また、再編後も利用者の少ない便は存在するため、関係地域と連携し、利用促進啓発を展開する。

このことから、1 便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和 2 年度については、確保・維持するという観点から、利用者数の現状維持以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員 1 便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）と比較し 100 パーセント以上（総利用者数 9,453 人以上、平均乗車人員 1 便当たり利用者数 2.7 人以上）を目標とする。

(西部ルート)

令和元年度は平成 30 年度と比較し、総利用者数で減少したものの平均乗車人員 1 便当たり利用者数は微増している。これは、地域の意向を反映し、交通不便地域を経由する経路として平成 29 年 10 月にルート再編を行ったものの、再編後 2 年であり、地域への定着に時間を要しているものと考えられる。また、再編後も利用者の少ない便は依然として存在するため、関係地域と連携し、利用促進啓発を展開する。

このことから、1 便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和 3 年度については、確保・維持するという観点から、利用者数の現状維持以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員 1 便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）と比較し 100 パーセント以上（総利用者数 7,716 人以上、平均乗車人員 1 便当たり利用者数 2.7 人以上）を目標とする。

(特記事項)

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、目標値を下回る可能性がある。

(2) 事業の効果

営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない地域において、他路線のバスや鉄道など公共交通へのアクセスや市中心部への交通手段を確保することにより、移動困難者を中心とする地域住民が通学、通院、買物等市民生活に必要なサービスを楽しむことができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

	目的を達成するための事業	実施主体
東部ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。 	亀山市 バス運行事業者 地域
南部ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。 	亀山市 バス運行事業者 地域
西部ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。 	亀山市 バス運行事業者 地域
利用促進 啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗り方教室等のイベントの開催及び地域が主体となったバス活用イベントの開催（新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、内容を変更する可能性がある）。 ・隣接市との広域的な連携に向けての協議を実施 ・バス全体の利用効率化に繋がるような運賃見直しの検討（乗継割引・定期券・全線共通回数券などの検討） 	亀山市 三重県（近隣市） 地域 バス運行事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 表1及び補足資料を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

亀山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 表1に記載する運行予定者

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 表5及び補足資料を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成27年6月4日（平成27年度第1回亀山市地域公共交通会議）
川崎地区方面の運行計画（案）について 協議
- ・平成27年6月26日（平成27年度第2回亀山市地域公共交通会議）
川崎地区方面の運行計画（案）について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成28年6月1日（平成28年度第2回亀山市地域公共交通会議）
昼生地区方面の運行計画（案）について 協議
- ・平成28年6月28日（平成28年度第3回亀山市地域公共交通会議）
昼生地区方面の運行計画（案）について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成28年11月16日（平成28年度第4回亀山市地域公共交通会議）
西部Aルートの再編（案）について 協議
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年2月22日（平成28年度第6回亀山市地域公共交通会議）
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年6月1日（平成29年度第2回亀山市地域公共交通会議）
西部Aルートの再編（案）について 協議・承認
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年6月26日（平成29年度第3回亀山市地域公共交通会議）
乗合タクシーについて 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成29年10月11日（平成29年度第5回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域公共交通計画の策定について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 協議・承認
乗合タクシーについて 協議・承認
- ・平成30年4月24日（平成30年度第1回亀山市地域公共交通会議）
平成29年度亀山市地域公共交通事業評価
- ・平成30年6月29日（平成30年度第2回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認（書面決議）
- ・平成31年1月7日（平成30年度第4回亀山市地域公共交通会議）
再編路線等の状況及び検証等について
- ・令和元年6月24日（令和元年度第3回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・令和2年1月7日（令和元年度第6回亀山市地域公共交通会議）
再編路線等の状況及び検証等について
- ・令和2年6月26日（令和2年度第2回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認（予定）

21. 利用者等の意見の反映状況

亀山市地域公共交通会議には、市民代表の委員が6人含まれているほか、当該運行に関係する地域まちづくり協議会において協議を行っている。

路線再編にあたっては、関係地区の地域まちづくり協議会の意見を踏まえ、十分な協議を行った上で、ルート及びダイヤの設定を行っている。再編後についても地域まちづくり協議会と報告・連絡の会議を実施し、再編後の利用状況の報告・課題・利用促進策等を協議し、連携、情報共有している。

22. 協議会メンバーの構成員

亀山市地域公共交通会議委員一覧を添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県亀山市本丸町 577

(所 属) 亀山市産業建設部産業振興課商工業・地域交通グループ

(氏 名) 稲富 正充

(電 話) 0595-84-5049

(e-mail) shokogyo@city.kameyama.mie.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R03年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
三重県 亀山市	三重交通株式会社	(1) 東部ルート	のぼの森公園	原四ツ辻 八島橋東	井田川 駅	往11.6km 復11.6km	297	297		路線定期	①	停留所「井田川駅」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」と接続	③
	三重交通株式会社	(2) 南部ルート	下庄駅		亀山駅 前	往10.8km 復10.8km	297	445.5		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山棕本線」「平田亀山(A)線」「平田亀山(B)線」と接続	③
	三重交通株式会社	(3) 南部ルート	弘法寺		亀山駅 前	往15.4km 復15.7km	297	1,188		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山棕本線」「平田亀山(A)線」「平田亀山(B)線」と接続	③
	三重交通株式会社	(4) 西部ルート	伊勢坂下	会下・木下	総合保健福祉センター前	往18.6km 復18.6km	297	594		路線定期	②(1)	山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村を通り、「関駅」でJR関西本線と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

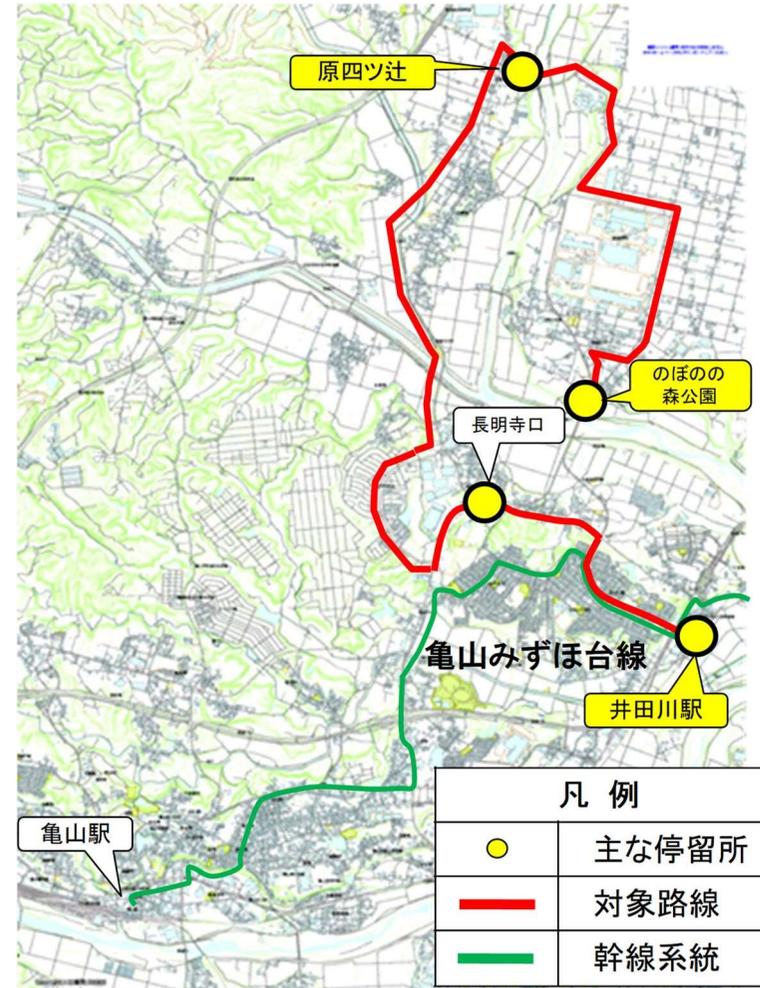
表1 添付書類

申請番号1 東部ルート

1-1 時刻表 (運行日: 日・祝日・1/1~1/3を除く全日)

No	停留所	第1便	...	第8便
33	井田川駅	7:16		17:40
32	井田川駅西	7:14		17:42
31	みどり町	7:13		17:43
29	田村公民館	7:11		17:45
30	長明寺口	7:10		17:46
12	みずきが丘	7:07		17:49
13	北東分署前	7:06		17:50
14	安楽橋	7:05		17:51
15	八島橋東	7:03		17:53
18	川崎	7:02		17:54
20	徳原	7:01		17:55
21	原四ツ辻	6:58		17:58
22	のぼの北	6:55		18:01
23	のぼの東	6:53		18:03
24	能褒野変電所前	6:52		18:04
26	川崎駐在所前	6:51		18:05
27	のぼの森公園	6:50		18:06

1-2 路線図



1-3 幹線系統等の接続

第1便

東部ルート

のぼのの森公園 → 井田川駅

6:50 発

7:16 着

⇒⇒⇒ 鉄道 (JR 井田川)

関西本線 (名古屋方面) 7:23 発

関西本線 (亀山方面) 7:24 発

第8便

鉄道 (JR 井田川)

関西本線 (名古屋方面) 17:29 着

関西本線 (亀山方面) 17:30 着

バス

亀山みずほ台線 (亀山駅行き) 16:57 着

⇒⇒⇒

東部ルート

井田川駅 → のぼのの森公園

17:40 発

18:06 着

表1 添付書類

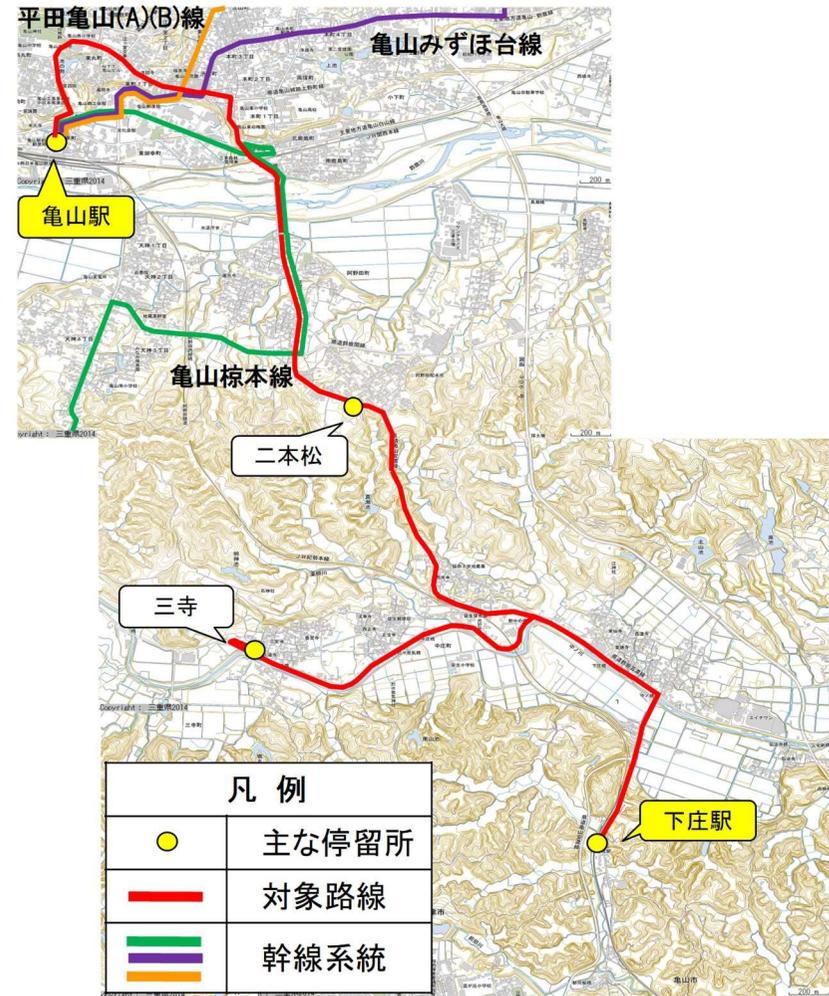
申請番号2 南部ルート

2-1 時刻表(運行日:日・祝日・1/1~1/3を除く全日)

No	停留所	第2便	...	第11便	第12便
1	亀山駅前	8:06		18:11	18:15
2	御幸町	8:05		18:10	18:16
3	池の側	8:04		18:09	18:17
4	市役所前	8:04		18:09	18:17
5	ふれあい広場前	8:03		18:08	18:18
6	東町	8:02		18:07	18:19
7	亀山高校西	8:02		18:07	18:19
8	郵便局前				
9	エコタウン				
10	鹿島				
11	阿野田	8:00		18:05	18:21
12	阿野田口	7:59		18:04	18:22
13	二本松	7:57		18:02	18:24
14	二本松団地				
15	神向谷	7:54		17:59	18:27
16	神向谷南	7:54		17:59	18:27
17	農協屋生出張所前	7:52		17:57	18:29
18	中庄	7:51		17:56	18:30
19	三寺東	7:50		17:55	
20	三寺	7:48		17:53	18:33
19	三寺東				18:34
18	中庄	7:46		17:51	18:35
17	農協屋生出張所前	7:45		17:50	18:36
21	屋生地区コミュニティセンター				
22	平田	7:43		17:48	18:38
23	下庄	7:42		17:47	18:39
24	松阪	7:42		17:47	18:39
25	下庄駅	7:40		17:45	18:41

運行日:日・祝日・1/1~1/3を除く全日

2-2 路線図



2-3 幹線系統等の接続

第2便

南部ルート
下庄駅 → 亀山駅前
7:38 発 8:06 着

⇒⇒⇒ バス

亀山国府線 8:36 発

鉄道

紀勢本線 8:23 発

関西本線（名古屋方面） 8:40 発

第12便

バス

亀山棕本線 17:32 着

亀山国府線 17:48 着

鉄道

関西本線（加茂方面） 17:36 着

紀勢本線 17:41 着

関西本線（名古屋方面） 18:07 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前 → 下庄駅
18:15 発 18:41 着

第11便

鉄道

紀勢本線（下庄駅） 17:34 着

⇒⇒⇒

南部ルート
下庄駅 → 亀山駅前
17:45 発 18:11 着

⇒⇒⇒ バス

亀山棕本線 18:37 発

亀山みずほ台線 18:40 発

表1 添付書類

申請番号3 南部ルート

3-1 時刻表 (運行日: 日・祝日・1/1~1/3 を除く全日)

No	停留所	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便
1	亀山駅前	8:59	9:15	10:40	11:30	12:53	13:20	14:50	16:35
2	御幸町	8:58	9:16	10:39	11:31	12:52	13:21	14:49	16:36
3	池の側	8:57	9:17	10:38	11:32	12:51	13:22	14:48	16:37
4	市役所前	8:57	9:17	10:38	11:32	12:51	13:22	14:48	16:37
5	ふれあい広場前	8:56	9:18	10:37	11:33	12:50	13:23	14:47	16:38
6	東町								
7	亀山高校西								
8	郵便局前	8:55	9:19	10:36	11:34	12:49	13:24	14:46	16:39
9	エコータウン	8:54	9:20	10:35	11:35	12:48	13:25	14:45	16:40
10	鹿島	8:52	9:22	10:33	11:37	12:46	13:27	14:43	16:42
11	阿野田	8:50	9:24	10:31	11:39	12:44	13:29	14:41	16:44
12	阿野田口	8:49	9:25	10:30	11:40	12:43	13:30	14:40	16:45
13	二本松								
14	二本松団地	8:47	9:27	10:28	11:42	12:41	13:32	14:38	16:47
15	神向谷	8:44	9:30	10:25	11:45	12:38	13:35	14:35	16:50
16	神向谷南	8:44	9:30	10:25	11:45	12:38	13:35	14:35	16:50
17	農協昼生出張所前	8:42	9:32	10:23	11:47	12:36	13:37	14:33	16:52
18	中庄	8:41	9:33	10:22	11:48	12:35	13:38	14:32	16:53
19	三寺東	8:40		10:21		12:34		14:31	
20	三寺	8:38	9:36	10:19	11:51	12:32	13:41	14:29	16:56
19	三寺東		9:37		11:52		13:42		16:57
18	中庄	8:36	9:38	10:17	11:53	12:30	13:43	14:27	16:58
17	農協昼生出張所前	8:35	9:39	10:16	11:54	12:29	13:44	14:26	16:59
21	屋生地区コミュニティセンター			10:14	11:56		13:46	14:24	
22	平田	8:33	9:41	10:12	11:58	12:27	13:48	14:22	17:01
23	下庄	8:32	9:42	10:11	11:59	12:26	13:49	14:21	17:02
24	松阪	8:32	9:42	10:11	11:59	12:26	13:49	14:10	17:02
25	下庄駅								
26	下庄駅口	8:30	9:44	10:09	12:01	12:24	13:51	14:19	17:04
27	出屋	8:29	9:45	10:08	12:02	12:23	13:52	14:18	17:05
28	出屋公民館前	8:28	9:46	10:07	12:03	12:22	13:53	14:17	17:06
24	松阪	8:23	9:51	10:02	12:08	12:17	13:58	14:12	17:11
29	弘法寺	8:21	9:53	10:00	12:10	12:15	14:00	14:10	17:13

3-2 路線図



3-3 幹線系統等の接続

第3便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
8:21 発	8:59 着

⇒⇒⇒ バス

亀山みずほ台線	9:04 発
鉄道	
関西本線（加茂方面）	9:08 発
紀勢本線	9:23 発
関西本線（名古屋方面）	9:24 発

第4便

バス

亀山椋本線	8:20 着
亀山国府線	8:25 着
亀山みずほ台線	8:42 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
9:15 発	9:53 着

第5便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
10:00 発	10:40 着

⇒⇒⇒ バス

亀山みずほ台線	10:50 発
亀山国府線	11:32 発
亀山椋本線	11:36 発
鉄道	
関西本線（加茂方面）	11:14 発
紀勢本線	11:16 発
関西本線（名古屋方面）	11:24 発

第6便

バス

亀山みずほ台線	10:34 着
亀山椋本線	10:41 着
亀山国府線	11:14 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
11:30 発	12:10 着

第7便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
12:15	12:53 着

⇒⇒⇒

バス

亀山みずほ台線	13:00 発
亀山国府線	13:15 発
亀山棕本線	13:38 発

鉄道

関西本線（加茂方面）	13:14 発
紀勢本線	13:16 発
関西本線（名古屋方面）	13:24 発

第8便

バス

亀山国府線	12:43 着
-------	---------

鉄道

紀勢本線	12:53 着
関西本線（加茂方面）	13:05 着
関西本線（名古屋方面）	13:09 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
13:20 発	14:00 着

第9便

南部ルート	
弘法寺	→ 亀山駅前
14:10 発	14:50 着

⇒⇒⇒

バス

亀山国府線	15:45 発
亀山棕本線	15:46 発

第10便

バス

亀山みずほ台線	16:29 着
---------	---------

鉄道

関西本線（加茂方面）	16:05 着
関西本線（名古屋方面）	16:08 着
紀勢本線	16:28 着

⇒⇒⇒

南部ルート	
亀山駅前	→ 弘法寺
16:35 発	17:13 着

表1 添付資料

申請番号(2) 南部ルート of 経路長

新規系統: 10.8km (既存系統と重複していない区間 1.2km)

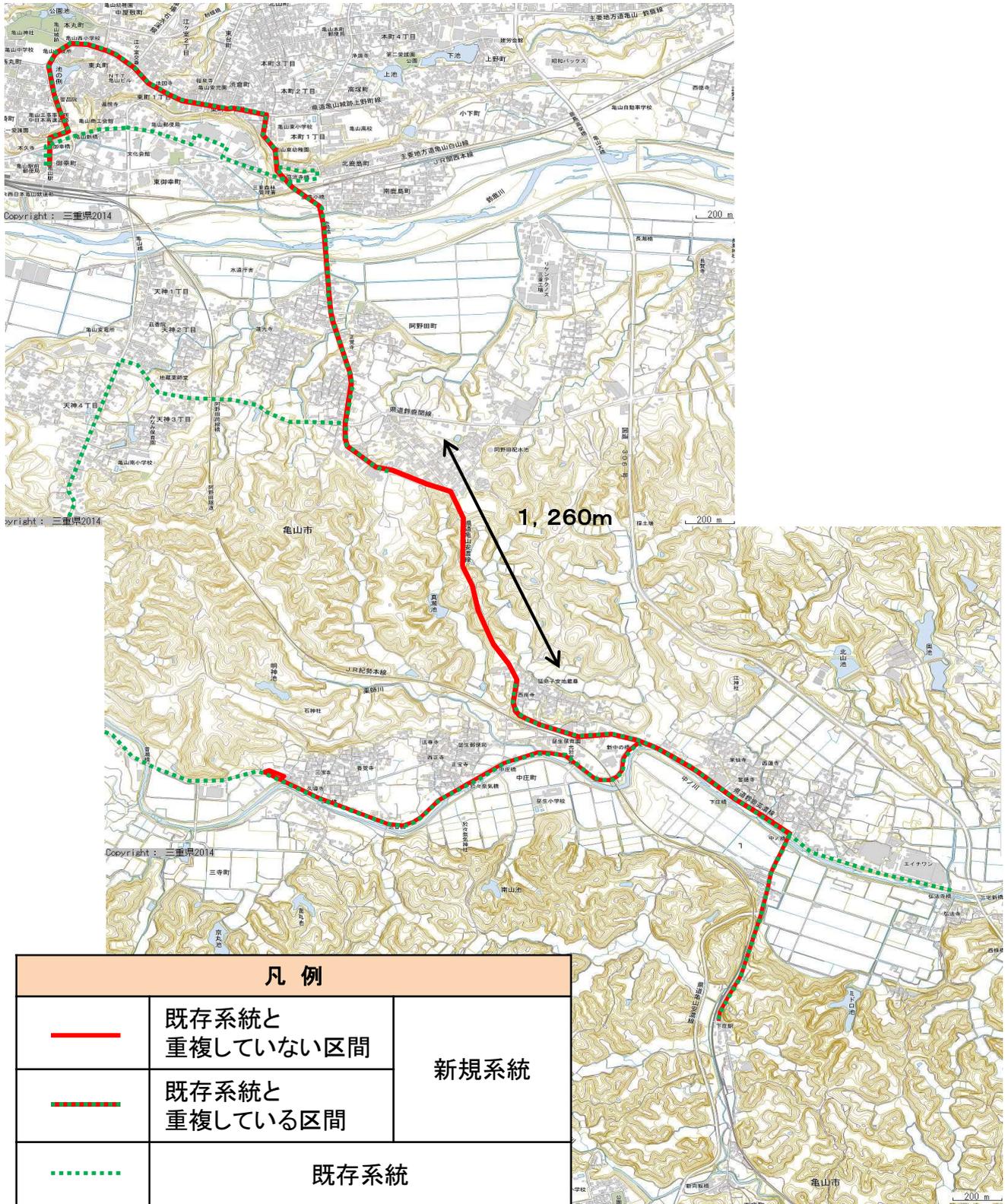
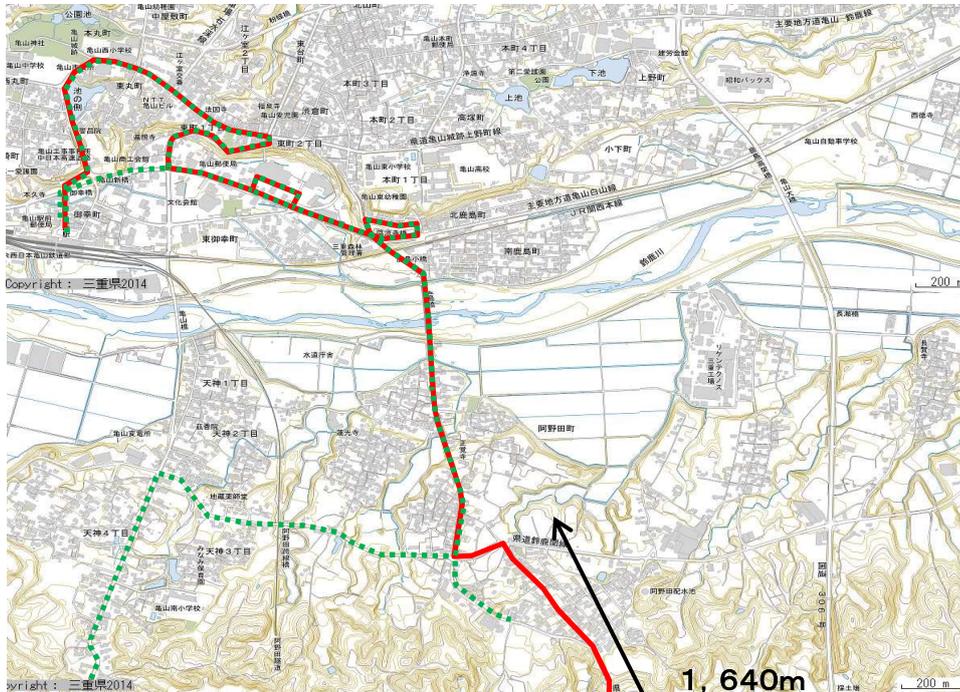


表1 添付資料

申請番号(3) 南部ルート of 経路長

新規系統: 15.6km (既存系統と重複していない区間 4.1km)



※既存系統と重複していない区間
 $1.64 + 2.52 = 4.16$



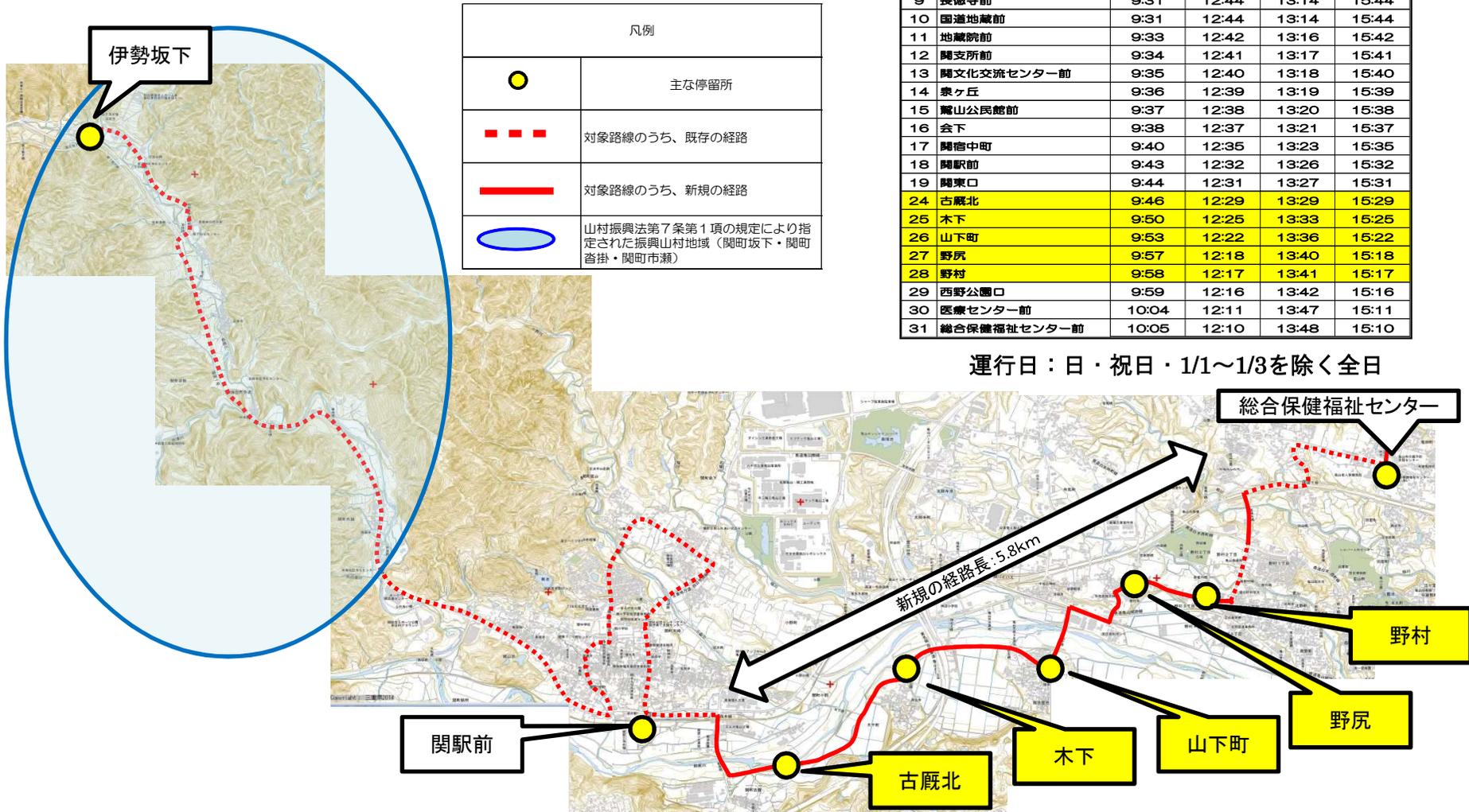
凡例		
	既存系統と重複していない区間	新規系統
	既存系統と重複している区間	
	既存系統	

表1 添付書類
申請番号4 西部ルート 4-1 時刻表

便 停留所名	第3便	第6便	第7便	第8便
系統	伊勢坂下発・総合保健福祉センター行送（木下・山下経由）	総合保健福祉センター発・伊勢坂下行送（木下・山下経由）	伊勢坂下発・総合保健福祉センター行送（木下・山下経由）	総合保健福祉センター発・伊勢坂下行送（木下・山下経由）
1 伊勢坂下	9:20	12:55	13:03	15:55
2 鈴鹿馬子倶楽部前	9:22	12:53	13:05	15:53
3 香掛	9:23	12:52	13:06	15:52
4 櫛の木	9:24	12:51	13:07	15:51
5 筆捨山	9:25	12:50	13:08	15:50
6 市瀬	9:27	12:48	13:10	15:48
7 關西口	9:29	12:46	13:12	15:46
8 西の湊分	9:30	12:45	13:13	15:45
9 長徳寺前	9:31	12:44	13:14	15:44
10 国道地藏前	9:31	12:44	13:14	15:44
11 地藏院前	9:33	12:42	13:16	15:42
12 關支所前	9:34	12:41	13:17	15:41
13 關文化交流センター前	9:35	12:40	13:18	15:40
14 泉ヶ丘	9:36	12:39	13:19	15:39
15 鷺山公民館前	9:37	12:38	13:20	15:38
16 会下	9:38	12:37	13:21	15:37
17 隣市中町	9:40	12:35	13:23	15:35
18 關駅前	9:43	12:32	13:26	15:32
19 關東口	9:44	12:31	13:27	15:31
24 古厩北	9:46	12:29	13:29	15:29
25 木下	9:50	12:25	13:33	15:25
26 山下町	9:53	12:22	13:36	15:22
27 野尻	9:57	12:18	13:40	15:18
28 野村	9:58	12:17	13:41	15:17
29 西野公園口	9:59	12:16	13:42	15:16
30 医療センター前	10:04	12:11	13:47	15:11
31 総合保健福祉センター前	10:05	12:10	13:48	15:10

運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日

表1 添付書類
申請番号4 西部ルート 4-2 路線図



4-3 幹線系統等の接続

第3便

西部ルート
伊勢坂下 → 総合保健福祉センター
9:20 発 10:05 着

バス・・・JR関駅 9:43 着

⇒⇒⇒ 鉄道 (JR 関駅)

関西本線 (加茂方面) 10:21 発

関西本線 (亀山方面) 9:30 着

第6便

西部ルート
総合保健福祉センター → 伊勢坂下
12:10 発 12:55 着

バス・・・JR関駅 12:32 着

⇒⇒⇒ 鉄道 (JR 関駅)

関西本線 (加茂方面) 12:21 着

関西本線 (亀山方面) 12:59 発

第7便

西部ルート
伊勢坂下 → 総合保健福祉センター
13:03 発 13:48 着

バス・・・JR関駅 13:26 着

⇒⇒⇒ 鉄道 (JR 関駅)

関西本線 (加茂方面) 13:21 着

関西本線 (亀山方面) 12:59 着

関西本線 (亀山方面) 13:59 発

第8便

西部ルート
総合保健福祉センター → 伊勢坂下
15:10 発 15:55 着

バス・・・JR関駅 15:32 着

⇒⇒⇒ 鉄道 (JR 関駅)

関西本線 (加茂方面) 15:21 着

関西本線 (亀山方面) 15:59 発

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	亀山市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	42,381
交通不便地域	4,140

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,140	白木町、小川町、安坂山町、 両尾町、辺法寺町、関町坂下、 関町沓掛、関町市瀬、関町萩原、 関町福德、加太市場、加太向井、 加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、 加太中在家、加太北在家	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画)	平成29年10月16日	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
42,381	対象人口 × 150円 + 300万円(千円未満切り捨て)	9,357千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

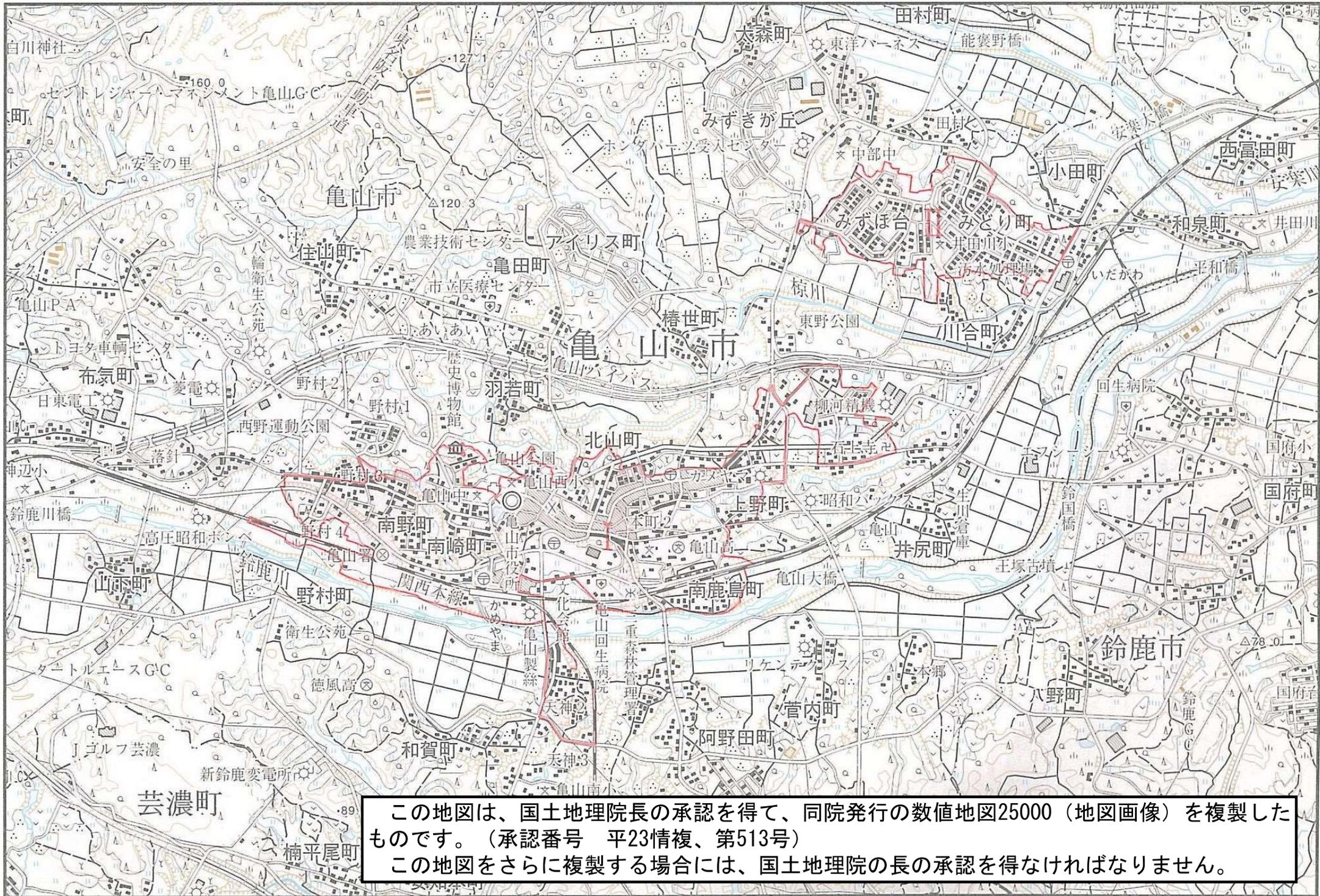
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

210 亀山市 Kameyama-shi



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製した
ものです。（承認番号 平23情複、第513号）
この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

亀山市地域公共交通会議委員

令和2年4月22日現在

役職	選出区分	氏名	性別	委員選出根拠
座長	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科教授	松本 幸正	男	会議規約第4条第1号 学識経験者
副会長	亀山市自治会連合会 副会長	浅野 重信	男	会議規約第4条第2号 市民又は地域公共交通の利用者の代表
	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議 代表	西川 喜賀	男	
	亀山市婦人会連絡協議会 副会長	佐野 安子	女	
	亀山市老人クラブ連合会 副会長	岩田 治	男	
監事	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	江藤 清治	男	
	亀山市PTA連合会 副会長	今西 一彰	男	
	公益社団法人三重県バス協会 代表	内山 宜哉	男	会議規約第4条第3号 一般旅客自動車運送事業者 又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
	一般社団法人三重県タクシー協会 代表	中島 嘉浩	男	
	三重交通労働組合中勢支部 支部長	村田 和久	男	会議規約第4条第4号 一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
	東海旅客鉄道株式会社 代表	豊田 智隆	男	会議規約第4条第5号 鉄道事業者又はその組織する 団体の代表者又はその指名する者
	西日本旅客鉄道株式会社 代表	友田 明石	男	
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	鈴木 博行	男	会議規約第4条第6号 運輸支局長又はその指名する者
監事	三重県 地域連携部交通政策課長	天野 圭子	女	会議要綱第4条第7号 三重県（三重県公安委員会 を含む。）及び亀山市の職員
	三重県 亀山警察署 交通課長	青木 伸司	男	
	三重県 鈴鹿建設事務所 副所長兼保全室長	飯田 充孝	男	
会長	亀山市 副市長	西口 昌利	男	
		17名	(敬称略)	